鴻巣都市計画地区計画の変更(鴻巣市決定)

都市計画赤城台地区計画を次のように変更する。

<table>
<tr><td colspan="3">名称</td><td colspan="2">赤城台地区地区計画</td></tr>
<tr><td colspan="3">位置</td><td colspan="2">鴻巣市赤城台の全部、鴻巣市赤城字前原及び字大和田の各一部、広田字柳原の一部</td></tr>
<tr><td colspan="3">面積</td><td colspan="2">約２３．６ｈａ</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">区域の整備・開発及び保全の方針</td><td>地区計画の目標</td><td colspan="2">本地区は、鴻巣市の北端に位置し、ＪＲ高崎線の北鴻巣駅から約６．５ｋｍにある。本地区は、地域振興と就業機会の確保を目的として、埼玉県企業局により工業用地として造成された地区である。
このため、地区計画の策定により、良好な工業環境を創出することを目指すものとする。</td></tr>
<tr><td>土地利用の方針</td><td colspan="2">本地区は、生活環境の向上を図るとともに、周辺環境への影響を考慮し、敷地内の緑化を推進することにより、地区環境の保全を図る。</td></tr>
<tr><td>地区施設の整備方針</td><td colspan="2">本地区は既に、幹線道路（ｗ＝１６．０ｍ)、区画道路（ｗ＝９．０ｍ～１１．０ｍ)、公園、緑地、調整池が整備されていることから、これらの機能が損なわれないように維持、保全を図る。</td></tr>
<tr><td>建築物等の整備方針</td><td colspan="2">建築物の用途については、周辺環境へ著しく悪影響を及ぼす工場施設についての制限を行う他、建築物の敷地面積、壁面の位置の制限、形態又は意匠の制限、かき又はさくの制限を加えることにより良好な工業環境の保全を図る。
敷地内は、環境の美化に努め、空地（資材置場、駐車場、通路その他工場施設を除く。）については、植栽を行うなどにより表土の保全を図り、良好な環境の維持管理に努める。
特に、道路沿は、外壁の後退により生み出された部分を活用し、グリーンベルトとして緑化による環境整備を行い、これらの維持管理に努める。</td></tr>
<tr><td rowspan="9">地区整備計画</td><td rowspan="9">建築物等に関する事項</td><td>地区の細区分</td><td>Ａ地区</td><td>Ｂ地区</td></tr>
<tr><td>区分の面積</td><td>約２２．６ｈａ</td><td>約１．０ｈａ</td></tr>
<tr><td>建築物等の用途の制限</td><td colspan="2">次に掲げる事業を営む工場は建築してはならない。
１）石油精製業　２）パルプ製造業
３）化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業
４）石油科学系基礎製品製造業（一貫して誘導品を製造するものを含む）
５）コークス製造業　６）セメント製造業並びに電気供給業</td></tr>
<tr><td>建築物の敷地面積の最低限度</td><td>建築物の敷地面積の最低限度は、３，０００㎡とする。</td><td>建築物の敷地面積の最低限度は２，５００㎡とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面の位置の制限</td><td>道路境界線との距離</td><td colspan="2">建築物の外壁又はこれに類する柱の面から道路境界線までの距離は、道路境界線から４．０ｍ以上としなければならない。
ただし、延べ面積３０㎡以内の物置その他の付属建築物については、この限りでない。</td></tr>
<tr><td>隣地境界線との距離</td><td colspan="2">建築物の外壁又はこれに類する柱の面から隣地境界線までの距離は、隣地境界線から２．０ｍ以上としなければならない。
ただし、延べ面積３０㎡以内の物置その他の付属建築物については、この限りでない。</td></tr>
<tr><td>建築物の形態又は意匠の制限</td><td colspan="2">看板の設置箇所は、自己の敷地内とする。
看板の表示は、最小限のものとし、色彩は周囲の環境を考慮したものとする。
建築物を利用して看板を設置する場合には、建築物との調和を考慮する。</td></tr>
<tr><td>かき又はさくの構造の制限</td><td colspan="2">道路及び隣地境界線沿いに設置するかき又はさくは、高さが道路中心線の高さから２ｍ以下の生垣、金網、その他これらに類するものとする。ただし、出入口に設置する門及びそでについては、この限りではない。</td></tr>
</table>

「地区の細区分は計画図表示のとおり」

理　由：良好な工業環境の創出と保全を図るため。